附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令の施行の際現に産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十九条の二第一項の規定により提出され、又は認定を受けている中小企業承継事業再生計画についてのこの命令による改正後の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則第四十四条第一項及び第四十八条第八項の規定の適用については、なお従前の例による。

○内閣府・農林水産省令第二号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
農林水産大臣　赤松　広隆

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令（平成十五年内閣府農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　協会法第十一条第二号に規定する交流等事業に関する事項

附　則

この命令は、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十五号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

省　令

○総務省令第三十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十八条の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五十七条中「同表下欄に掲げる報告期限までに様式第五十の」を「同表の中欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに」に改め、同条の表を次のように改める。

報告の事由	様式	報告期限
一　法第八条第二項の規定による電気通信業務の一部の停止	様式第五十	法第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止した日から三十日以内
二　通信の秘密の漏えい	様式第五十の二	電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいを知つた日から三十日以内
三　第五十八条で定める重大な事故	様式第五十の三	その重大な事故が発生した日から三十日以内

様式第五十を次のように改める。

様式第50（第57条関係）

電気通信業務の一部停止報告書（詳報）

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　㊞
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

停止年月日及び時刻		再開年月日及び時刻	
停止状況			
停止理由			
措置模様			
業務の一部停止を確認した電気通信主任技術者の氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。）			㊞

注1　「措置模様」の欄は、利用者への対応を含め記載すること。

2　電気通信主任技術者の氏名は、法第45条第1項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則第3条の2第1項又は第2項の規定により配置する者の氏名を記載すること。

3　電気通信主任技術者の氏名は、電気通信主任技術者の選任を必要としない場合は、記載を要しない。

4　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。